

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学組織運営規則（16経教規則第1号）の一部を次のとおり改正する。

現 行	改 正 案	備 考												
<p>国立大学法人東京農工大学組織運営規則</p> <p style="text-align: right;">平成16年4月7日制定 16 経教 規則第1号</p> <p>第1条～第2条 省 略</p> <p>（所在地）</p> <p>第3条 本学に置く組織及び施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="188 571 1021 970"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部（千葉県館山市の施設を含む。）共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部（東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。）大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設</td> <td>東京都府中市</td> </tr> <tr> <td>共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、<u>留学生センター</u>及び総合情報メディアセンター</td> <td>東京都小金井市</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。</p> <p>第4条～第5条 省 略</p> <p>（大学教育センター）</p> <p>第6条 本学に、大学教育センターを置く。</p> <p>2 大学教育センターに、長を置く。</p> <p>3 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が指名する。</p> <p>4 その他大学教育センターについて必要な事項は、別に定める。</p>	名 称	所 在 地	本部（千葉県館山市の施設を含む。）共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部（東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。）大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設	東京都府中市	共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、 <u>留学生センター</u> 及び総合情報メディアセンター	東京都小金井市	<p>第1条～第2条 省 略（現行どおり）</p> <p>（所在地）</p> <p>第3条 本学に置く組織及び施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1088 571 1921 970"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部（千葉県館山市の施設を含む。）共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部（東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。）大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設</td> <td>東京都府中市</td> </tr> <tr> <td>共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、<u>国際センター</u>、機器分析センター及び総合情報メディアセンター</td> <td>東京都小金井市</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。</p> <p>第4条～第5条 省 略（現行どおり）</p> <p>第6条 省 略（現行どおり）</p>	名 称	所 在 地	本部（千葉県館山市の施設を含む。）共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部（東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。）大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設	東京都府中市	共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、 <u>国際センター</u> 、機器分析センター及び総合情報メディアセンター	東京都小金井市	
名 称	所 在 地													
本部（千葉県館山市の施設を含む。）共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部（東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。）大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設	東京都府中市													
共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、機器分析センター、 <u>留学生センター</u> 及び総合情報メディアセンター	東京都小金井市													
名 称	所 在 地													
本部（千葉県館山市の施設を含む。）共生科学技術研究院、農学府、連合農学研究科、農学部（東京都八王子市、神奈川県相模原市、埼玉県秩父市、群馬県みどり市及び栃木県佐野市の施設を含む。）大学教育センター、図書館、保健管理センター及び遺伝子実験施設	東京都府中市													
共生科学技術研究院、工学府、生物システム応用科学府、技術経営研究科、工学部、産官学連携・知的財産センター、 <u>国際センター</u> 、機器分析センター及び総合情報メディアセンター	東京都小金井市													

<p>(産官学連携・知的財産センター)</p> <p>第7条 本学に、産官学連携・知的財産センターを置く。</p> <p>2 産官学連携・知的財産センターに、長を置く。</p> <p>3 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が指名する。</p> <p>4 その他産官学連携・知的財産センターについて必要な事項は、別に定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第8条～第9条 省略</p> <p>(学内共同教育研究施設)</p> <p>第10条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。</p> <p>一 遺伝子実験施設</p> <p>二 機器分析センター</p> <p><u>三 留学生センター</u></p> <p>四 総合情報メディアセンター</p> <p>2 前項の施設に、長を置く。</p> <p>3 前項の長は、教育研究評議会の議を経て学長が任命する。</p> <p>4 その他必要な事項は、別に定める。</p> <p>第11条～第27条 省略</p> <p>附則 省略</p>	<p>第7条 省略(現行どおり)</p> <p>(国際センター)</p> <p><u>第7条の2 本学に、国際センターを置く。</u></p> <p><u>2 国際センターに、長を置く。</u></p> <p><u>3 前項の長は、教育研究評議会の意見を参考にして、学長が指名する。</u></p> <p><u>4 その他国際センターについて必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第8条～第9条 省略</p> <p>(学内共同教育研究施設)</p> <p>第10条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。</p> <p>一 遺伝子実験施設</p> <p>二 機器分析センター</p> <p><u>三 削除</u></p> <p>四 総合情報メディアセンター</p> <p>2 前項の施設に、長を置く。</p> <p>3 前項の長は、教育研究評議会の議を経て学長が任命する。</p> <p>4 その他必要な事項は、別に定める。</p> <p>第11条～第27条 省略(現行どおり)</p> <p>附則 省略(現行どおり)</p>	
--	--	--

附則(19経教規則第8号)

この規則は、平成19年10月24日から施行し、平成19年11月1日から適用する。